

あなたの子育て 応援します

育児や家事、仕事などを抱えて
悩んでいませんか。
田川市では子育てしやすい
環境づくりに取り組んでいます。
あなたの子育てを応援する
制度を紹介します。
気軽に相談してください。



一時保育制度

保護者の就労や資格取得のための講習受講、疾病、出産、育児からのリフレッシュに、毎日ではなく一時的に保育所で子どもを預かる制度です。

- 対象年齢** 0歳～就学前
- 利用日数**
 - ①緊急保育サービス 月15日以内
 - ②非定型的保育サービス 週3日以内
 - ③子育てリフレッシュ保育サービス 月15日以内
- 保育時間** 月曜日～土曜日
8時30分～17時30分（祝日および年末年始を除く）
- 料金** 4時間以上の利用…2,000円
4時間未満の利用…1,000円
- 申し込み方法** 子育て支援課または中央保育所、伊田保育園で事前に登録申請を行い、利用するときは各保育所に前日までに電話で予約してください。
- 問い合わせ** 中央保育所（☎44-4304）
伊田保育園（☎42-8471）

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母などが、経済的自立を目指すための給付金制度です。①②ともに、市に住民票がある母子家庭の母、父子家庭の父が対象です。また、①②ともに事前申請が必要です。

- ①**自立支援教育訓練給付金**
 - 内容** 教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合の受講料の助成
 - 対象者** 児童扶養手当を受給できる所得水準で、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない人
 - 対象講座** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - 支給額** 受講料の20%（4,000円～100,000円）

母子家庭等日常生活支援事業利用料

区 分		生活援助	子育て支援
支援の内容		食事の世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、身の回りの世話など	乳幼児の保育サービス
支援の場所		○利用者の居宅	○家庭生活支援員の居宅 ○講習会など職業訓練を受講している場所など
利用者負担金 (1時間あたり)	生活保護世帯または 市民税非課税世帯		0円
	児童扶養手当 支給水準世帯		150円
	上記以外の世帯		300円

※子育て支援は、2時間以上から利用できます。

◆申し込み・問い合わせ 子育て支援課（☎44-2000 内線163）

②高等技能訓練促進費

- 内容** 就職に有利な資格を取得するために、2年間以上の養成機関で修業している場合、一定期間の経済的支援
- 対象者** 児童扶養手当を受給できる所得水準で、仕事または育児と修業の両立が困難な人
- 対象資格** 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士（通信教育は対象外）
- 支給額** 市民税非課税世帯の人
……………月100,000円
上記以外の人…月70,500円
- 支給期間** 修業期間のすべての期間（上限2年）
- その他** 給付の対象となるのは申請月からです。

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭および寡婦が修学、病気などにより、一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。

- 対象者** 市内に居住する母子家庭・父子家庭および寡婦で、日常生活を営むのに一時的に支障（※）が生じ、生活援助・子育て支援を必要とする人
- ※技能習得のための通学・就職活動・疾病・生活環境の激変など、社会通念上必要と認められる理由がある場合
- 利用料** 自己負担あり。（非課税世帯は無料）
- その他** 利用する人は、あらかじめ登録が必要です。
※内容などについては、下表を参照してください。

母子自立支援プログラム策定

市内に居住する児童扶養手当を受給している母子家庭の母、父子家庭の父の就労・自立促進のために、その人にあつた支援プログラムを策定します。

- 内容** 策定員が相談に応じ、就職などのサポートを行います。また、必要に応じて公共職業安定所などと連携していきます。
- 相談日** 月曜日～金曜日 8時～17時（祝日および年末年始を除く）※要予約

助産施設の利用

助産施設とは、経済的理由などにより入院助産を受けることができない場合、児童福祉法に基づいて指定された施設に入所して出産することができる施設です。

- 利用対象者** 経済的に困窮している世帯
※基準以上の所得がある世帯は利用できません。

制度や事業などについて、詳しくは問い合わせください。